号及び第九十四号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
［一～九十五略］	
九十六　消防団員の年額報酬等に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 一　消防団員のうち、「団員」の階級にある者について、次の算式によつて算定した額 算式 ［59,555円×（A／36,500円）］－（28,467,000円×B×C×D／100,000人）×2］×0.5 C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、A／36,500円に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、59,555円×A／36,500円、28,467,000円×B×C×D／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。 算式の符号 A　当該年度の「団員」階級の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額 B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Aに規定する測定単位の数値 C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Cに規定する段階補正係数 D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Dに規定する密度補正Ⅰ係数 二　消防団員のうち、「班長」以上の階級にある者について、次の算式によつて算定した額 算式 {(A＋23,055円）×E－（6,748,000円×B×C×D／100,000人）}×0.5 C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、（A＋23,055円）×E、6,748,000円×B×C×D／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

号及び第九十四号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
［一～九十五略］ ［新設］	